

# 小国町商工業振興対策設備資金利子補給契約書

小国町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、小国町商工業振興対策設備資金利子補給に関する条令（平成2年条令第3号。以下「条令」という。）及び小国町商工業振興対策設備資金利子補給に関する規則（平成2年規則第2号。以下「規則」という。）に基づき、乙に行う融資に関し、次の条項により利子補給契約を締結する。

（利子補給金の交付）

第1条 甲は、乙の融資に係る小国町商工業振興対策設備資金につき、条令及び規則の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

（通知書の交付）

第2条 乙の受ける融資に関し、甲の行う利子補給は、乙の小国町商工業振興対策設備資金利子補給申込書に基づき、利子補給金交付決定書を交付することによって行うものとする。

（利子補給金の額）

第3条 甲が乙に対し交付する利子補給金の額は、条令第三条に規定する方式により算出した額とする。

（利子補給金の請求）

第4条 乙の甲に対する利子補給金の請求は、小国町商工業振興対策設備資金利子補給金請求書により行うものとする。

2 前項の請求は、年2回とし、9月及び翌年の3月に利子補給計算書を添えて請求するものとする。

（利子補給金の返還等）

第5条 甲は、乙がその借入金を目的以外に使用したときは、乙に対する利子補給を打ち切ることができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき理由により、乙が条令及び規則又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部返還を命ずることができる。

（調査等の協力）

第6条 乙は、甲の利子補給に係る融資に関し、甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

（契約の変更）

第7条 この契約の内容に関し変更しようとするときは、その都度、甲、乙両者の協議により定めるものとする。

（補 則）

第8条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙両者の協議により定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1567-1番地

小国町長 北 里 耕 亮 ㊟

乙 熊本県阿蘇郡小国町大字

㊟